まちなかシュミレーションゴルフ事業 企画提案募集要項

1 趣旨

近年、ゴルフ人口の高齢化等が課題となっている。一方で、シミュレーションゴルフは、天候や場所に左右されず、手軽に楽しめる点が魅力として注目されている。県では、シミュレーションゴルフの魅力を発信し、特に若者に広く普及させることを目的とし「まちなかシュミレーションゴルフ事業」(以下「事業」という。)を委託により実施することとし、この事業を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 事業委託の対象者

事業を委託するための企画提案コンペ(以下「コンペ」という。)に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、事業を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争 入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募図書(4(4)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において、県 の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再 生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 委託要件

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和7(2025)年3月31日(月)まで
- (2) 委託料 3,100,00円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

4 応募

(1) 募集期間

令和6 (2024) 年12月11日 (水) から同年12月18日 (水) 午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 募集要項の配布

県ホームページからのダウンロード又は事務局(兵庫県県民生活部スポーツ振 興課)における配布とする。事務局における配布は午前9時から午後5時までと し、土・日・祝日は除く。

(3) 応募図書の提出

持参又は郵送とする。持参による場合は、午前9時から午後5時までに、事務局に提出すること。郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和6 (2024) 年12月18日 (水) までに事務局に必着とすること。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、事業委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)を作成の上、各7部(アについては正本1部、副本6部)を提出すること。

- ア 応募申請書(様式第1号)
- イ 提案者概要 (様式第2号)
- ウ 企画提案書(様式任意)
- 工 経費積算見積書(様式第3号)
- オ その他提案内容を説明する書類(様式任意)
- カ 添付書類
 - (a) 会社概要等提案者の概要を説明する書類
 - (b) 県税を滞納していないことを証する書類 兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書(3)」
 - ※提出の日において発行から3か月以内のもの
 - ※兵庫県内に事務所を有しない等の理由により県税の課税実績がない場合は、誓約書(様式第4号)を提出すること。
- (5) 応募図書に関する留意事項
 - ア応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
 - イ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
 - ウ 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

5 募集要項の内容に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和6(2024)年12月11日(水)から同年12月16日(月)まで

(2) 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。

(3) 回答方法

質問及び回答は随時一覧表にまとめ、原則、電子メールで回答する。

なお、一覧表は、質問者の具体的な提案内容に密接に関わる質問を除き、原則 として募集要項を配布した全ての応募予定者に配布する。

6 審査

- (1) 審査の方法
 - ア 応募図書の内容について、事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した 者のみ、企画提案コンペ審査会(以下「審査会」という。)において提案内容 を審査する。ただし、4者以上の提案者があった場合は、事前に3者以内を選 定の上、審査を実施する。
 - イ 必要に応じて、提案者に対して応募図書の内容確認、追加書類の提出、ヒア

リング等を求めることがある。

- ウ 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合、事前審査を通過した者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。 なお、審査会はオンラインで開催する場合がある。
- エ 提案内容の審査は以下の項目について行い、事業を委託する者を選定する。
 - (a) 企画内容 企画の構成、アイデア、実現可能性等
 - (b) 実施体制 事業の実施体制、経費、実績及びノウハウ、関係団体等との協力関係
 - (c) その他 その他事業を遂行するにあたっての創意工夫等
- (2) 審査の結果の連絡 審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。
- (3) 失格等 応募図書に虚偽の内容が記載されている場合又は公平な審査に支障を来す行為 等が発覚した場合は、失格又は採択の取消しとすることがある。

7 事業の内容等

- (1) 県は、選定事業者と提案事業の内容、実施方法等について協議し、調整する。 この過程において、県と選定事業者双方で確認の上、提案事業の内容等を修正 し、又は変更することがある。
- (2) 選定事業者は、前項により協議・調整した内容等を記載した事業計画書及び事業実績報告書を県に提出すること。
- (3) 契約締結は、審査結果の通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、事業計画書、委託契約書及び仕様書に従って事業を遂行する。なお、契約形態は原則として精算契約とし、契約条項は別途示す。
- (4) 選定事業者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定事業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

8 事務局

兵庫県県民生活部スポーツ振興課 梶原 彰一、本田 雅輝 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 078-362-9446 (直通) ファックス 078-362-4022 電子メール sports_shinko@pref.hyogo.lg.jp